

「試される大地 北海道」ロゴマークに係るQ & A (H28. 4. 8 現在)

1. ロゴマーク全体について

Q 1 ロゴマークの目的（本来の意義）は何か。

A 1 平成10年度に「北海道イメージアップキャンペーン」の一環として全国に向けて公募の上、決定しました。北海道のイメージアップを目的としており、北海道応援・PRマークとして広く使用してもらうことを趣旨としています。

しかしその後、このマークの表示があると「道産品、道の推奨品を示す」との誤解を与えるといった指摘や苦情が寄せられたことなどから、誤解を防止するため、道の制度で認証・登録されているものを除き、販売目的の商品自体や容器・包装等への使用はできなくなりました。

2. ロゴタイプ「北海道」の使用対象等について



Q 2 ロゴタイプ「北海道」を使えるのはどのような場合か。（使用制限を受けるのは何か。）

A 2 ロゴタイプ「北海道」の使用対象は、販売目的の商品やそのパッケージ以外のものに限りません。

ただし、商品であっても次の制度により道産品であることが認証・登録されているものについては使用できます。

- (1) 道産食品独自認証制度（きらりつぶ）
- (2) 道産食品登録制度

○使用対象の考え方

	内容区分	対象物	使用可否
販売目的の商品	商品自体やその容器・包装等	下記以外の販売を目的とした食品、物品 など	×
		道産食品独自認証制度認証商品 	○
		道産食品登録制度登録商品 	○
上記以外	販促物、個人使用等	ポスター、チラシ（広告）、カタログ、パンフレット、リーフレット、ダイレクトメール、ホームページ、看板、パネル、横断幕、旗、のぼり、暖簾、プライスカード、PRビデオ、名刺、年賀状、ユニフォーム、社内報、車体 など	○

『北海道のイメージアップを図るためのロゴマーク等使用マニュアル』に反するものは、使用できません。

※商品以外であっても、①北海道の信用又は品位を害すると認められる場合、②消費者の利益を害すると認められる場合、③特定の政治活動（選挙活動を含む）や宗教活動に関する認められる場合、④法令や公序良俗に反すると認められる場合など

Q 3 箱（段ボール等）には、使えなくなるのか。

A 3 販売業者が商品を段ボール箱に入れて商品の容器とし（商品の一部として販売する）店頭と並べる場合は使用できませんが、その外装容器をその都度持ち帰りする場合（通い箱等）や箱に入れたまま店頭と並べない場合には容器包装とは異なることから、使用することができます。

同様に、単なる運搬資材や販売事業者が購入者の要望によって便宜上、仮箱または箱に詰めたものあるいは包んだものは使用できます。

Q 4 販売目的の商品以外にロゴマークを使用する場合、及び商品を紹介するポスター、チラシ（広告）、看板などにロゴマークを使用する場合気をつけることは何か。

A 4 いずれの場合も使用する前に届出が必要です。

なお、使用するロゴマークについては、北海道のイメージアップを図るためのロゴマーク等使用マニュアルの「基本セットパターン」を使用することとし、「使用不可例」にならないように注意してください。

Q 5 商品にロゴタイプ「北海道」を使用できるのは、加工食品対象の制度のみか。

A 5 現在、販売目的の商品にロゴタイプ「北海道」が使用できる道の2つの制度（道産食品独自認証制度、道産食品登録制度）は、加工食品のみを対象としています。

3. 届出の手続きについて

Q 6 届出に必要なものは何か。

A 6 ・使用届出書（様式、記載例はホームページ『北海道のイメージアップを図るためのロゴマーク等の使用について』内に掲載しています）。

- ・使用デザイン案（ロゴタイプ「北海道」を貼り付けたデザインを案の段階で提出してください。）
- ・会社概要（個人または会社以外の団体等は活動の概要となります）。

Q 7 一度届出を行えばあとは自由に使用可能か。

A 7 ロゴタイプ「北海道」を使用するデザインの届出となるため、一度届出の手続きが終了した後も、デザインの変更や新たなものにロゴタイプ「北海道」を使用する場合は、改めて事前の届出が必要です。

Q 8 保護エリアとは何か。

A 8 ロゴマークの周囲に設ける余白部分のことで、横書きのロゴマークで上下をAとした場合、Aの6分の1以上のサイズで設置が必要です。詳細は、ホームページ内の使用マニュアルを参照してください。

**Q 9 使用責任者や住所が変更になったが、どのような手続きが必要か。
使用を止めたときは届出が必要か。**

A 9 届出内容を変更した場合は、原則その都度届出が必要となりますが、使用責任者や住所の変更など、デザイン案以外の一部変更については、広報広聴課へのメールやFAX等による連絡でも可能です。

また、ロゴタイプ届出時に記載の使用期間と異なる時に使用を中止する場合には、メールやFAX等でその旨を広報広聴課へご連絡ください。

Q10 個人で使用する場合、どのような手続きが必要か。

A10 個人でロゴタイプ「北海道」を使用する場合でも、会社等と同様の書類提出が必要です（Q2参照）。なお、会社概要に代わるものとして、特に様式はありませんが、ロゴタイプ「北海道」の使用に関する活動の概要を添付してください。

Q11 届出した商品が新たに道の認証・登録を受けた場合は、再度届出が必要か。

A11 改めての届出は不要ですが、できれば認証を受けた時点でその旨のご連絡をお願いします。

Q12 印刷業者（製造者等）が発注元の依頼（指示）によって使用する場合は、印刷業者からの届出でもよいか。

A12 このロゴタイプ「北海道」は実際に使用する会社、個人等から届出をするものであるため、発注元から提出してください。

4. 使用対象の変更について

Q14 経過措置期間とはどのようなものか。

A14 ロゴマークの使用対象の見直し前、平成21年3月31日までに届出のあった販売目的の商品やそのパッケージについては、平成23年3月31日までの2年間、流通在庫期間（製造出荷後、流通している期間）も見込んだ使用終了のための期間として、経過措置期間を設けていたものです。

Q15 使用対象の見直しは、どのような方法で周知したのか。

A15 改正内容をはじめ、道の認証・登録制度及び北海道応援・PRマークという本来の意義について、次の方法で周知しました。

- ・平成20年度 報道発表、道のホームページ、広報紙ほっかいどう、新聞等を活用、既届出事業者に対しては、12月上旬に使用対象の見直しについて通知（併せて、使用実態の把握に努めるため、使用状況を照会）。
- ・平成21年度 注意喚起のため、平成22年3月に、既使用者へ経過措置期間が残り1年となったことの通知および使用状況の照会を行い、広く周知するため広報紙ほっかいどう、メールマガジンなどを活用。
- ・平成22年度 再度の注意喚起のため、12月と平成23年3月に既使用者へ経過措置期間が残りわずかとなったことの通知、誤使用を未然に防ぐため、ロゴマーク使用の相談が印刷業者へあった場合、使用対象変更にかかるチラシの相談者あて配布を北海道印刷業協会へ依頼、広く周知するため広報紙ほっかいどう、メールマガジンなどを活用。

Q16 経過措置期間後もロゴマークを使用した場合、どのような罰則があるのか。

A16 「北海道のイメージアップを図るためのロゴマーク等使用マニュアル」において、罰金等を設けてはいませんが、著作権が道庁にあるため、著作権法に定める差し止め請求などの対応を検討することになります。

Q17 ロゴマークを使用した包材等の在庫がまだ数多くある。シールなどで隠して使用することは可能か。

A17 簡単にはがれるような状態でなければ可能ですが、できるだけ速やかにロゴマークの印刷がないものに変更してください。

新たなキャッチフレーズ「その先の、道へ。北海道」に係るQ & A (H28.4.8 現在)

1. 届出の手続きについて

Q 1 届出に必要なものは何か。

A 1 新たなキャッチフレーズを単独で使用する場合は、届出を要しません。

ただし、新たなキャッチフレーズの一部としてロゴタイプ「北海道」を使用する場合は、ロゴタイプ使用届出書の提出が必要です。

2. 使用方法について

Q 2 使用にあたって気をつけることは何か。

A 2 フォント、色、大きさ等は原則任意ですが、新たなキャッチフレーズの一部としてロゴタイプ「北海道」を使用する場合は、新たなキャッチフレーズのフォントは明朝体、色は黒色としてください。